

ひぐち秀敏の県議会だより



# にじいろ

第7号

発行責任者  
樋口秀敏  
事務所  
南魚沼市塩沢1412-2  
阿部アパート101号室  
電話  
025-782-5233  
E-mail  
h-higuchi@kta.biglobe.ne.jp



12月定例会

# 誰に信を問うのか

## 原発再稼働は直接県民に



花角知事は、自民党の代表質問で柏崎刈羽原発再稼働の判断における県議会の役割を問われ、3つの検証結果を、県議会をはじめ、県民と情報共有し「県議会の意見を踏まえた上で、リーダーとして責任を持つて、結論を県民に示したい」と答いました。

再稼働の信を問われるのは誰か。知事は選挙時から、3つの検証結果が出た後に「職を賭して県民に信を問う」と公言してきました。池田千賀子議員（未来にいがた）は、連合委員会で「県民の意思を示す方法に、議

会による賛否のみもありうるか」3度にわたり聞いたしましたが、「決めているものはない」と否定しました。

知事が述べてきた「信を問う方法が最も責任が明確で重い方法」。その方法としては、県民の多くが知事選もしくは県民投票と理解して

いた。新型コロナウイルス感染症対策などで論戦が交わされ、佐渡汽船への正予算を可決しました。花角知事は、柏崎刈羽原発の再稼働判断を「県議会で踏まえて」示すと答弁しました。「県民の信を問う」方法が連合委員会で問われましたが、花角知事は明言を避けました。私は一般質問に立ち、感染防止に向けた人員体制の強化や観光振興策などについてただしました。（一般質問の詳細は2・3面）



再稼働に向けた動きが加速している柏崎刈羽原子力発電所

県は、昨年11月17日に第1回新潟県地域医療構想調整会議を開催し、年度内に医療提供体制の大枠の方向性を取りまとめることとしました。各圏域の調整会議に議論を任せていましたが、方向に転じました。

主張的に医療再編を進める方向に転じました。各圏域の調整会議では、県の動きに呼応するよう

る開設のメリットとデメリットは、「県立病院の運営について、指定管理者制度の運用など、現時点で検討が行われているか」など

の問題について細かく質問しました。「公立・公的病院全体のダウンサイジングを含む再編統合を早急に進めるべき」、「一部事務組合の設立や指定管理によ

り、自民党議員が病院の運営方法などについて細かく

て提出し、3月の医療審議会に報告する考えです。再編の方向が県民と医療現場から理解を得られるものとなるよう、取り組んでい

ます。

知事は答弁で「リーダーシップを發揮し、持続可能な医療提供体制の整備に向

うことでしょう。柏崎刈羽原発再稼働に向けた動きが加速しています。下表参考照。再稼働を急ぎたいばかりに、公約をねじ曲げ、議会による判断だけで再稼働に突き進むことがあってはなりません。県民に直接

は、知事は検証結果を受けた総括委員会では、多くの委員から県民の意見を聞く機会を設けるよう発言がありました。花角知事には、

委員の意見を受け止めた対応を求めます。

地域医療構想では、多くの診療科を持つ複数の病院から、特定の病院に医療資源を集約し、他の病院は後期高齢者等の入院を受け入れ、連携していくというものです。医師の働き方改革という要因を除けば、10年以上前に魚沼地域の医療再編で示された考え方と同じです。魚沼医療再編の総括が行われ、活かされているのか疑問です。

また、県立病院の再編は運営主体の見直しが主とされていますが、地域医療構想の考えとは合致しません。県は、県議会2月定例会にて提出し、3月の医療審議会に報告する考えです。再編の方向が県民と医療現

### 柏崎刈羽原発を巡る動き

2003.2	安全管理に関する技術委員会設置
2016.10.16	米山隆一氏が知事選で当選
2017.8	健康と生活への影響に関する検証委員会設置
2017.8	避難方法に関する検証委員会設置
2018.1	検証総括委員会設置
2018.6.10	花角英世氏が知事選で当選
2019.4.15	3号機使用済燃料プールの燃料取り出し開始
2020.9.23	7号機が新規制基準の適合性審査に合格
2020.10.14	原子力規制委が7号機の工事計画を認可
2020.10.26	技術委員会が検証報告書を提出
2020.10.30	原子力規制委が保安規定を認可
2020.11.15	柏崎市長選で再稼働容認候補が当選 刈羽村長選で再稼働容認候補が当選
2021.1.12	7号機の安全対策工事が終了 生活分科会が検証結果を提出
2021.1.19	県技術委員会委員の半数不再任が判明 ※根拠とされた県の内規を3面に掲載
2021.1.25	東京電力が住民説明会を開始



緊急事態宣言に加え、GoToトラベルの停止などで客足が遠のいているスキー場

ひぐち秀敏県議は12月定例会で一般質問を行いました。感染症対策と観光支援策の充実、住民のための医療提供体制整備などを求め、花角知事の姿勢をただしました。

# ひぐち県議 感染症対策など追及

## 一般質問の概要

**県のみで人員確保困難**

## 新型コロナウイルス対策

**桶口** 南魚沼警察署で発生したクラスターをどのように受け止めているか。

ながら、発生時の対応等について早急に見直していく。  
樋口 感染を未然に防止し、県民に安心を与えるには、PCR検査対象の拡大は、本別整備が必要である。

ンと三県連携事業の効果を伺う。引き続き効果が期待できるのであれば、県内又は感染拡大地を含まない近隣県限定の事業を検討すべき。

や冬季体験型商品などの割引支援事業を実施する。キャンペーン効果が一過性のものとなるよう、観光事業者と一体となって感染防止策と観光流动の活性化

県民宿泊割引キャンペーン等の実績				
	宿泊割引		日帰り旅行商品割引	体験型商品割引
	1泊 1万円以上	1泊 6千円以上 1万円未満		
第一弾 6月～7月	76,054人泊			
第二弾 8月～10月	19,887人泊	1,824人泊	9,233人	772件

設への効果は限定的と聞いている。事業終了後を見据え、小規模宿泊施設にも波及効果のある事業を推進すべき。

# 業務の持ち帰り認識

教員の勤務時間縮減

# 業務の持 権口

9月定例会で義務教員の勤務時間縮洞

# ち帰り認識

**教育長** 各学校で、運営長  
針に多忙化解消を位置づけ、意識を高めることもしくは  
諸会議の実施方法、実施二  
数の見直しや、球技大会

**樋口** 9月定例会で義務教  
育課長は「主に女性で育児  
介護などで学校において残業  
できぬ一部の教員が持  
ち帰り残業をしてゐる」と

部科学省の見解では、持ち帰り業務の時間は外的の把握が困難であり、在校時間には含めないこととしている。県教委としては

**桶口** 数の見直しや、球技大会、文化祭などの学校行事の規模縮小、運動部や文化部整理等を進めている。

ち帰り残業をしている」と  
答弁している。行うべき業  
務はあるが、勤務時間内に  
終わらせることができない  
実態があるということか。

被験校も調査する予定だ。

**樋口** 昨年12月定例会で、  
育長は「令和4年度に向  
け7限授業を見なおす」と  
弁している。現在の進捗は  
何を伺う。

相時間等に詰銃でのまか  
**教育長** 家庭の事情などで  
早く帰る必要がある教員に

が「廃止」の答弁に、さういふことはない。まことに、これは、教育委員会、管理職による教育活動の精選を行

がり実施で本講習会は  
今年度末までに各学校と  
協議を終えることとして

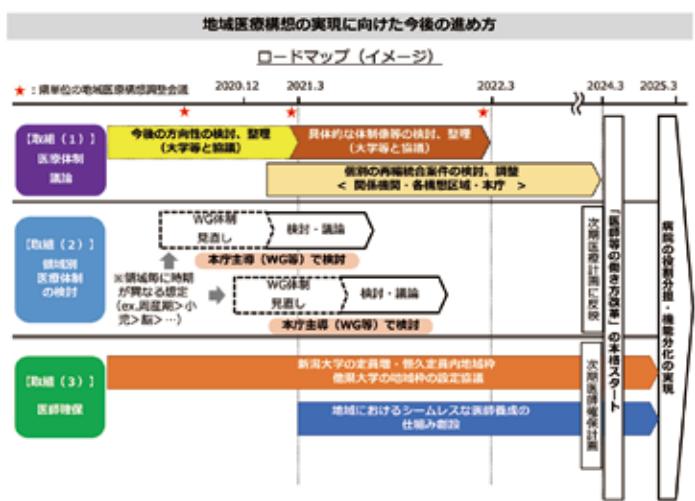
は、業務を持ち帰るケースがあると認識している。文

うべきだ。

成作業を進め、いくつか  
学校で終えている。

一般質問

県は今年度内に県内の医療体制の全体構想をまとめるとしている。地域の声が反映されなければならない



第1回新潟県地域医療構想調整会議資料より

療構想調整会議の議論などを通じて、県が大枠の方向を定め、その後、地元市町村等で構成される各圏域の調整会議等に提示しながら、地域の実情に即した具体的な医療提供体制を議論することを想定している。

**樋口** 原発事故に関する検証総括委員会の池内委員長は、報告書取りまとめ前に「タウンミーティングを開く場をつくりたい」と述べ

ている。有意義と考えるが  
知事の所見を伺う。

## タウンミーティングは否定

# ！ 録画中継

新潟県議会ホームページから、  
12月定例会の録画中継がご覧いた  
だけます。ひぐち県議  
の一般質問、連合委員  
会での質疑の様子を見  
ることができます。

定多数の人を集める事業の実施は見送らざるを得ないと判断した。現在の形での実施は難しい。何らかの方 法での実施を検討したい。

にじいろ

主体の運営に向けて地元市町と意見交換を重ねていくが、仮に運営主体が変わった場合でも、人材確保などの課題は、引き続き県が関与する形で支援する方向で議論していく。

**樋口** 全国知事会は公立・公的病院の再編を含む医療提供体制議論は感染症終息後の仕切り直しを厚生労働省に提言した。感染が拡大

**樋口** 「へき地病院」の地元自治体主体の運営が提案されているが、人材確保の面からも県立県営が望ましいと考える。

している現状では、再編・統合議論は凍結すべきだ。

きだ。債務超過目前の魚沼基幹病院も同様だ。

**知事** 魚沼基幹病院は病棟稼働を着実に進めるなど、

## 新潟県付属機関等設置及び 運営基準要綱（抜粋）

(付属機関の委員の任命)  
第4条 付属機関の委員の任命に当たっては、その設置の目的に応じて、県民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公平性の確保を図るため、次の各号に定める事項に留意するものとする（法令等に特別の定めがある場合を除く。）

- (1) 付属機関の機能が十分に發揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。

(4) 高齢者については、極力任命を避けること。

